

6. 介護職員等処遇改善加算について

・事業所が介護職員等処遇改善加算を取得するためには、指定権者の自治体に対し、毎年度、事前の計画書と実績報告書を提出する必要があります。また、年度中に変更があった場合も適宜提出する必要があります。

・介護職員等処遇改善加算について、令和8年6月より、内容の変更が予定されています。

【主な変更事項】

① 処遇改善加算の対象が拡大

・今回の改定から、これまで介護職員のみが対象であった処遇改善加算について、介護従事者にも対象を拡大し、それに伴い加算率が引き上げとなります。

② 現行の処遇改善加算Ⅰ・Ⅱに上乘せ区分が追加

・現行の処遇改善加算Ⅰ・Ⅱについて、令和8年度特例要件を満たした事業所は、上乘せ区分であるⅠロ・Ⅱロの算定が可能になります。

※令和8年度特例要件(いずれかを満たすこと)

ア:訪問・通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入 + 実績報告

イ:施設サービス等

→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得 + 実績報告

ウ:社会福祉連携推進法人に所属していること

③ 対象サービスの拡大

・これまで処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算が新設されます。

※ 令和8年度介護職員等処遇改善加算の具体的な内容につきましては、厚生労働省等関係機関より情報が出次第、メールやHP等でお知らせいたします。また、厚生労働省の介護職員の処遇改善についてのHP(<https://www.mhlw.go.jp/shogukaizen/>)も随時ご確認ください。

参考(厚労省資料)

